

# インド日本商工会 会員資格と入会手続き

## 会員資格 (インド日本商工会会則 3.1.) :

The Membership of the Society is open to Japanese Companies and Japanese Government Institutions in India, which have a direct or indirect interest in the aims and objects of the Society and desire to become a member of the Society subject to the approval of the Governing Body of the Society.

(当会の会員資格は、会の目的に直接・間接的な関心があり、会員になることを希望する、インドにある日系企業と日本の政府機関にあり、会の役員によって承認される必要がある。)

Notwithstanding above the Governing Body may on application of any Company in India, may also admit it as the member of the Society, incase such Company agrees to follow the Aims and Objects of the Society.

(但し、会の目的に合意する場合は、日系企業でなくてもインドにある企業は誰でも入会を申請することができる。)

Companies and institutions desiring to enroll themselves as Members shall apply to the President who will place the application before the Governing Body for admission. The Governing Body may refuse to admit to Membership any such person and the decision of the Governing Body shall be final in the matter of admission. The reason for rejection of Membership may be communicated to the person concerned if considered necessary by the Governing Body.

(入会希望の企業と機関は会長に申請し、会長は役員に入会申請を諮る。役員は入会を拒否でき、役員の決定は入会に関する最終決定である。役員が必要であると判断すれば、入会拒否の理由は関係者に伝えられる。)

## 入会手続き :

### 1. JCCII ホームページ ( <https://jccii.in/> ) の「入会/退会/会員名変更」より申請頂く。

- ・ 手続き申請フォームに必要事項を記入し、「設立証明書のコピー」及び「会社概要 (親会社と当地会社)」を添付の上お申し込み下さい。
- ・ 設立証明書とは、会社登記局 (Registrar of Companies) 発行の "Certificate of Incorporation" または "Certificate of Establishment of Place of Business in India" のことです。
- ・ 「会社概要」は親会社と当地会社それぞれの創業・設立年月、資本金、従業員数、主な事業内容などを A4 用紙 1 枚に簡単にまとめて下さい。役員会での配布資料と致します。

### 2. 「会員マイページ」に御社情報を入力頂く。

御社専用の「会員マイページ」(URL) をメールにてお送り致しますので、ログインし、御社情報を入力して下さい。

### 3. 会長会社へお越し頂き、会長との入会面談。

他の入会希望社と一緒に合同面談で、月 1 回開催ですが、2 月と 8 月は例年休会となっております。開催予定日は JCCII ホームページのトップページにある「JCCII カレンダー」をご参照下さい。

### 4. 役員会にて入会の承認を得る。

役員会は月 1 回開催ですが、2 月と 8 月は例年休会となっております。入会承認後、翌月 1 日付けのご入会となります。

### 5. JCCII 月例会 (三木会) さんもくかい にて入会のご挨拶を頂く。

直近の三木会のご都合が付かない場合は、翌月以降、初めて参加される際に入会のご挨拶を頂けます。三木会は通常、第三木曜日に開催されますが、2 月と 8 月は例年休会となっております。

### 6. 入会金および年会費をお支払い頂き、正式な会員となる。

入会月 (入会面談・役員会の翌月) の頭に、入会金および年会費の請求書 (Tax Invoice) をお送り致します。請求書受領後に会員名の銀行口座からのお支払いをお願い致します。

## 会費 (インド日本商工会会則 3.3.) :

1. 入会金 : **Rs.10,000**

2. 年会費 (2020年度以降) (4月1日から翌年の3月31日まで) :

本邦親会社資本金基準と現地正規雇用従業員数基準に最低 **Rs.42,000** から最高 **Rs.102,000/年** まで。詳細は下に貼付の表 1 をご参照下さい。企業形態が「インドのバーカウンセルおよび公認会計士協会に登録された弁護士事務所・公認会計士事務所、および法律・会計サービスを主目的として設立された事業体の場合」は表 2 をご参照下さい。

期中ご入会の場合は月割り計算となります。

(\*入会金、年会費には物品サービス税 (GST) (現行@18%) が掛かります。)

表 1 年会費 (Rs./年)

			現地正規雇用従業員数		
			100人以上	20人以上 100人未満	20人未満
			30,000	18,000	12,000
本邦親会社 資本金	200億円以上	72,000	1,02,000	90,000	84,000
	50億円以上 200億円未満	42,000	72,000	60,000	54,000
	50億円未満	30,000	60,000	48,000	42,000

表 2 年会費 (Rs./年)

インドのバーカウンセルおよび公認会計士協会に登録された弁護士事務所・公認会計士事務所、および法律・会計サービスを主目的として設立された事業体の場合

			現地正規雇用従業員数		
			100人以上	20人以上 100人未満	20人未満
			30,000	18,000	12,000
本邦 出身母体 従業員数	200名以上	72,000	1,02,000	90,000	84,000
	50名以上 200名未満	42,000	72,000	60,000	54,000
	50名未満	30,000	60,000	48,000	42,000

## **\*\* JCCII ご入会の際の注意点とお願い \*\***

### **《会員名について》**

- 本邦企業、本邦公的機関の方はその英語表記、日本語表記となります。
- 現地法人、合弁企業、第三国企業等の方はその英語表記、日本語表記となり、本邦企業名を会員企業名とすることはできません。

### **《入会金・年会費のお支払いについて》**

- 現金でのお支払い、個人口座からのお支払い、会員名ではない口座からのお支払い等は受け付けられませんのでご注意ください。
- 会員名（会員企業・機関名の後に、～office、～branch 等がついていても問題ありません）の口座よりお支払い下さい。小切手によるお支払いの場合も会員名の口座の小切手にてお支払い下さい。
- 期中退会の場合でも、お支払い頂いた入会金・年会費の払い戻しはございませんのでご了承下さい。

### **《会員資格の譲渡について》**

- 会員資格は他の企業・機関に譲ることはできません。
- 駐在員事務所、支店等を現地法人化される場合も、「本邦企業（駐在員事務所/支店）の退会」、「現地法人の入会」というお手続きとなりますのでご了承下さい。
- 親会社が同じであるグループ企業であっても、各々の企業名にてご入会頂きます様、お願い申し上げます。

以上